平成２３年（フ）第２５０号
愛知県一宮市大江１丁目12番15―206号　メゾンドボヌール
債務者　松本富士子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２６２号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅５棟305号
債務者　隅田ひとみ（旧姓淺田）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７０号
愛知県一宮市富士１丁目１番１―303号　市営花祇住宅
債務者　西山　智子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３２４号
堺市堺区東雲西町１丁８番45号　カサ・ユミーナ102号、申立時の住所堺市堺区浅香山町３丁８番22―２号
債務者　藤井　智江（旧姓樋渡）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
堺市西区鳳東町２丁184番地　野口文化201
債務者　すし安こと　山﨑　泰正
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
堺市南区若松台１丁４番17―210号
債務者　河野　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
大阪府高石市加茂３丁目５番42号
債務者　井原　康成
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
大阪府富田林市清水町３番12―107号
債務者　緒方　久代
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
大阪府河内長野市西之山町33番18号
債務者　菊原　桃代（旧姓寻田）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５３号
大阪府柏原市大正３丁目８番２号
債務者　川崎　成一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７１号
大阪府柏原市国分西２丁目７番30―305号
債務者　伊牟田勝男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
仙台市青葉区高松１丁目７番３号　橋本アパート201、従前の住所仙台市泉区北中山４丁目40番地の11　サニーブライト104
債務者　東山　佑樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番６―406号
債務者　永澤　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
宮城県多賀城市笠神５丁目14番23号、従前の住所仙台市太白区郡山１丁目８番30―308号
債務者　佐藤　祐孝
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
仙台市太白区四郎丸字落合23番地の１　四郎丸東市営住宅３号棟213
債務者　畑山　則行
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
福島県南会津郡下郷町大字沢田字宅地続甲16番地
債務者　室井慎太郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
長野県松本市南原２丁目５番17―２号
債務者　高野利枝子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部